区民委員会議案説明資料

令和6年3月27日

件	名		頁
1	第46号議案	足立区特別区税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	第47号議案	足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・	5

(区 民 部)

令和6年3月27日

		<u> </u>
件	名	足立区特別区税条例の一部を改正する条例
所管部	祁課名	区民部 課税課
		地方税法の一部を改正する法律(令和6年法律第2号)が公布・施行されたことに伴い、足立区特別区税条例の一部を改正する。
		1 主な改正の概要(詳細は別紙、新旧対照表のとおり) (1)雑損控除の特例 令和6年1月に発生した能登半島地震により損失が生じた場合、令和6年度分の住民税の雑損控除の適用対象**とする特例を設ける。
		※ 本特例が無い場合、令和6年1月(令和6年中)に発生した損失 のため、令和7年度分の住民税から雑損控除を行うこととなる。
		ア 対象者 令和6年度分住民税を足立区で課税される方(令和6年1月1日 に足立区に住民票がある方)で、能登半島地震により控除の対象と なる資産に損失が生じた方
		イ 控除の対象となる資産 生活に通常必要な住宅、家具、衣類など(扶養親族の所有する資 産を含む)。事業用の資産や別荘、書画、骨とう、貴金属などは対 象外。
内	容	ウ 控除額以下の多い方の金額① (損失額 - 保険金等補てん額) - 総所得金額等 × 10%② 災害関連支出金額 - 5万円
		改正前 R5.1 R5.12 R6.1 R6.12 R7.1 R7.12
		令和7年度 令和6年分所得(損失) 住民税額に反映 改正後
		令和6年度 住民税額に反映
		能登半島地震による損失を令和5年分所得 (損失)として扱う
		2 施行年月日 公布の日から施行する。

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)

改	正前	改正後
○足立区特別区税条例		○足立区特別区税条例
	昭和39年12月25日条例第59号	昭和39年12月25日条例第59号
付則		付則
		(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)
		第2条の2の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4
		項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)
		がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出があ
		<u>る場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したも</u>
		<u>のに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)につ</u>
		いて、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失
		<u>の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合におい</u>
		て、第17条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その
		者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属す
		<u>る年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該</u>
		<u>損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u>
		2 前項前段の場合において、第17条の規定により控除された金額に係る損
		<u>失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48</u>
		条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する
		<u>資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」</u>
		│ <u>という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度</u>
		以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年
		<u>度分の区民税に係るこの条例の規定に適用については、当該親族資産損失</u>
		額が生じた年において生じなったものとみなす。
		3 第1項の規定は、令和6年度分の第23条第1項又は第4項の規定による
		申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで
		に提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書

改正前	改正後
	を含む。) に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載
	れらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない野
	長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の区民税に限り、第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の区民税に限り、 法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定によ 法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定によ る控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるの

る控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるの

る控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるの
 は「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並び」は「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並び に法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条 の2第1項(第2号に係る部分に限る。) 」として、同条の規定を適用す ることができる。

載がある場合(こ 理由があると区

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

に法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条 の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用す ることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第47号議案説明資料

令和6年3月27日

-	•				令和6年3月27日
件名	足立区	国民健康保険	食条例の一部を改	で正する条例	
所管部課名	区民部	国民健康保险	食課		
	保険事業一部改正	の調整に関す する。)改正に伴い、」	及び「特別区国民健康 以下のとおり、条例を 2、第16条の4)
		区分	現行	改正案	増減
	医	所得割率	100分の7.17	<u>スーパ</u> 100分の8.69	1. 52P増
	療	均等割額	45,000円	49, 100円	
	分	賦課割合	52:48	54:46	<u> </u>
	支	所得割率	100分の2.42	100分の2.80	0.38P增
	支援金分	均等割額	15, 100円	<u>16,500円</u>	1,400円増
	分	賦課割合	51:49	<u>53:47</u>	_
	合	所得割率	100分の9.59	<u>100分の11.49</u>	
	計	均等割額	60, 100円	<u>65, 600円</u>	※1 5,500円増
		所得割率	100分の2.23	100分の2.36	※ 2 0.13P増
	介護	均等割額	16, 200円	16, 500円	
内 容	分		54:46	54:46	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —
	改 の ※2	正案では、所 増となる。 40歳から6	7得割率で1.9 4歳の国保加入	0 Pの増、均等 者に賦課される	で支援金分の保険料 等割額で5,500円 の介護分の保険料改正 で300円の増となる。
	2 賦課	限度額の変更	€ (条例第15条 <i>页</i>)16)	
		区分	現行	<u>改正案</u>	増減
		医療分	650,000円	650,000円	増減なし
	-	支援金分	220,000円	240,000円	※3 20,000円増
		介護分	170,000円	170,000円	増減なし
		合 計	1,040,000円	1,060,000円	20,000円増
	※ 3 i	改正案では支	- 援金分で2万円	 の増となり、賦	課限度額の合計額は

2万円増の106万円となる。

3 低所得者の保険料の減額 (条例第19条の2)

	区 分	現行	<u>改正案</u>	増 減
屋	7割減額	31,500円	34, 370 円	2,870 円増
医療分	5割減額	22, 500円	24, 550 円	2,050 円増
分	2割減額	9,000円	9,820円	820 円増
支	7割減額	10,570円	11,550円	980 円増
支援金分	5割減額	7, 550円	<u>8, 250 円</u>	700 円増
分	2割減額	3,020円	<u>3,300円</u>	280 円増
介	7割減額	11,340円	11,550円	210 円増
介護分	5割減額	8,100円	<u>8, 250 円</u>	150 円増
万	2割減額	3,240円	<u>3,300円</u>	60 円増
合	7割減額	53, 410円	57, 470 円	4,060 円増
	5割減額	38, 150円	<u>41,050 円</u>	2,900 円増
計	2割減額	15, 260円	16, 420 円	1,160 円増

4 保険料の軽減(均等割額)の判定基準の変更(条例第19条の2) 保険料の均等割額を軽減する基準を、以下のとおり変更する。

軽減 割合								
7割	改正案	変更なし						
(百寸	現行	基準額43万円 +10万円×(給与所得者等の数(※4)-1)						
5割:	改正案	基準額43万円+ 29.5万円 ×被保険者数(※5) +10万円×(給与所得者等の数(※4)-1)						
О д1	現行	基準額43万円+29万円×被保険者数(※5) +10万円×(給与所得者等の数(※4)-1)						
2割	改正案	基準額43万円+ <u>54.5万円</u> ×被保険者数(※5) +10万円×(給与所得者等の数(※4)-1)						
2 _日 1	現行	基準額43万円+53.5万円×被保険者数(※5) +10万円×(給与所得者等の数(※4)-1)						

※4 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給 (60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上)) を受ける者。ただし公的年金などに係る特別控除(15万円)後は 110万円を125万円と読み替える。 ※5 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の 被保険者に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年 金所得から15万円を差し引いて判定する。

5 未就学児の保険料の減額(条例第19条の4)

> 1 < 130 J		フル外口氏 (フトレコン) 7 1	- 1 - /	
区分	低所得者 の保険料 軽減割合	現行	改正案	増減
	7割	6,750円	<u>7,365 円</u>	615 円増
医療分	5割	11, 250 円	12, 275 円	1,025 円増
分	2割	18,000円	<u>19,640 円</u>	1,640 円増
	軽減なし	22,500円	<u>24,550円</u>	2,050 円増
-	7割	2, 265 円	<u>2,475 円</u>	210 円増
文援	5割	3,775円	<u>4, 125 円</u>	350 円増
支援金分	2割	6,040 円	<u>6,600 円</u>	560 円増
	軽減なし	7,550円	<u>8,250 円</u>	700 円増
	7割	9,015円	<u>9,840 円</u>	825 円増
合	5割	15, 025 円	16, 400 円	1,375 円増
計	2割	24, 040 円	<u> 26, 240 円</u>	2,200 円増
	軽減なし	30,050 円	32,800 円	2,750 円増

- **6 退職者医療制度の廃止に伴う所要の改正**(条例第14条の3、第14条の4、第15条、第15条の4から第15条の16、第19条、第19条の2、附則第6条、第7条)
 - (1) 退職者医療制度は、会社等に長く勤めていた方が、退職後に会社等の健康保険から国民健康保険へ移ることにより、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑えるために、昭和59年に創設された制度である。
- (2) 平成20年3月末に原則廃止となったが、経過措置として、一部の 対象者に最長で令和7年度まで制度を継続させることとした。
- (3) しかしながら、対象者数が激減していること等を踏まえ、国民健康 保険法の改正により、令和6年4月から前倒しで制度を完全に廃止す ることが決定したため、制度の廃止に伴い所要の改正を行う。

7 施行年月日

令和6年4月1日から施行する。

【別紙1】特別区統一保険料率等(案)の推移について

1 特別区の推移

【基礎分及び支援金分】

		令和6年 ※		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度			
	賦課割合 (所得割:均等割)		58:	58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
	所	得割率	11.	49%	9.5	59%	9.4	4%	9.5	54%	9.43%		
保	基礎分	支援金分	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	
) 険 料	均	等割額	65,6	四00円	60,100円		55,300円		52,000円		52,800円		
率等	基礎分	支援金分	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	
等	賦課限度額		890,0	000円	870,0	000円	850,000円 820,000円		000円	820,000円			
	基礎分	支援金分	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	
1)	人あたり	保険料	156,520円		143,3	863円	131,8	813円	124,9	989円	126,2	202円	
基礎	分	支援金分	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	
保険	料額	金額	+13,1	.57円	+11,5	+11,550円		24円	△1,2	213円	+1,0	28円	
前年周	度との差	月額	+1,09	6.4円	+962	.5円	+568	.7円	△10	1.1円	+85	.7円	

^{※1} 令和6年度の保険料率等は、本来、納付金総額の100%を賦課総額とするべきところ、基礎分93.5%、支援金分98.0%、 介護分98.0%を賦課総額とする独自激変緩和措置を講じている。

【介護分】

		令和6年度(案) ※1	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
賦 課 割 合 (所得割:均等割)		58:42	58:42	58:42	58:42	57:43
保	所得割率 ^{※2}	2.36%	2.23%	2.34%	2.20%	1.98%
険 料 率 等	均等割額	16,500円	16,200円	16,600円	17,000円	15,600円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円

^{※2} 令和5年度以前の介護分の所得割率は区によって異なるため、記載の料率は、足立区独自の料率である。

2 特別区と足立区の1人あたり保険料(基礎分および支援金分)の比較

	令和6年度(案)	令和5年度	5年度との差
特別区	156,520円	143,363円	+13,157円
足立区	142,679円	124,222円	+18,457円
特別区との差	△13,841円	△19,141円	+5,300円

【別紙2】令和6年度国民健康保険料試算について(基礎分+支援金分)

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

1 年金受給者(65歳以上)1人世帯[世帯主65歳のみ]

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	18, 030	18, 030	93, 153	201, 073	280, 190	360, 746	442, 261	523, 776	608, 168	699, 273
6年度保険料	19, 680	19, 680	106, 483	234, 503	329, 295	425, 811	523, 476	621, 141	722, 253	831, 408
増加額	1,650	1,650	13, 330	33, 430	49, 105	65, 065	81, 215	97, 365	114, 085	132, 135
前年度比	1. 092	1. 092	1. 143	1. 166	1. 175	1. 180	1. 184	1. 186	1. 188	1. 189
均等割軽減対象	⑦: △45, 920	⑦:△45, 920	②:△13, 120							

2 年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主65歳+配偶者65歳・収入なし〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	36, 060	36, 060	105, 173	261, 173	340, 290	420, 846	502, 361	583, 876	668, 268	759, 373
6年度保険料	39, 360	39, 360	119, 603	300, 103	394, 895	491, 411	589, 076	686, 741	787, 853	869, 620
増加額	3, 300	3, 300	14, 430	38, 930	54, 605	70, 565	86, 715	102, 865	119, 585	110, 247
前年度比	1. 092	1. 092	1. 137	1. 149	1. 160	1. 168	1. 173	1. 176	1. 179	1. 145
均等割軽減対象	$\bigcirc{7}$: $\triangle{91.840}$	$(7): \land 91.840$	$(5) \land 65,600$							

3 給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主35歳のみ〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	18, 030	31, 968	145, 451	212, 581	283, 547	360, 267	436, 987	517, 543	603, 853	694, 958
6年度保険料	19, 680	35, 098	167, 861	248, 291	333, 317	425, 237	517, 157	613, 673	717, 083	826, 238
増加額	1,650	3, 130	22, 410	35, 710	49, 770	64, 970	80, 170	96, 130	113, 230	131, 280
前年度比	1. 092	1. 098	1. 154	1. 168	1. 176	1. 180	1. 183	1. 186	1. 188	1. 189
均等割軽減対象	⑦:△45,920	⑤△32,800								

9

4 給与所得者(65歳未満)2人世帯[世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし]

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	36, 060	62, 018	181, 511	272, 681	343, 647	420, 367	497, 087	577, 643	663, 953	755, 058
6年度保険料	39, 360	67, 898	207, 221	313, 891	398, 917	490, 837	582, 757	679, 273	782, 683	868, 360
増加額	3, 300	5, 880	25, 710	41, 210	55, 270	70, 470	85, 670	101, 630	118, 730	113, 302
前年度比	1. 092	1. 095	1. 142	1. 151	1. 161	1. 168	1. 172	1. 176	1. 179	1. 150
均等割軽減対象	⑦:△91,840	⑤△65,600	②△26, 240							

5 給与所得者(65歳未満)3人世帯[世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし+子5歳・収入なし]

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	45, 075	77, 043	205, 551	272, 681	373, 697	450, 417	527, 137	607, 693	694, 003	780, 313
6年度保険料	49, 200	84, 298	233, 461	313, 891	431, 717	523, 637	615, 557	712, 073	815, 483	875, 210
増加額	4, 125	7, 255	27, 910	41, 210	58, 020	73, 220	88, 420	104, 380	121, 480	94, 897
前年度比	1. 092	1. 094	1. 136	1. 151	1. 155	1. 163	1. 168	1. 172	1. 175	1. 122
均等割軽減対象	$(7): \land 137, 760$	$(5) \land 98,400$	$2 \land 39, 360$	$(2) \land 39, 360$		•	•	•		

◆ 均等割軽減対象(5割軽減、2割軽減で変更あり)

7割軽減⑦ (6年度) 基準額43万円+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

5割軽減⑤ (6年度) 基準額43万円+29.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

(5年度) 基準額43万円+29万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

2割軽減② (6年度) 基準額43万円+54.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

(5年度) 基準額43万円+53.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

- ※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける者。 ただし、公的年金などに係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円と読み替える。
- ※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。 年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

【別紙3】足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)

改正前	改正後
○足立区国民健康保険条例	○足立区国民健康保険条例
昭和34年11月20日条例第11号	昭和34年11月20日条例第11号
目次	目次
第1章 総則(第1条)	第1章 総則(第1条)
第2章 足立区国民健康保険運営協議会(第2条—第3条)	第2章 足立区国民健康保険運営協議会(第2条—第3条)
第3章 被保険者(第4条 <u>一第4条の3</u>)	第3章 被保険者(第4条)
第4章 保険給付(第5条-第12条)	第4章 保険給付(第5条-第12条)
第5章 保険事業(第13条)	第5章 保険事業(第13条)
第6章 保険料(第14条-第24条の5)	第6章 保険料(第14条-第24条の5)
第7章 雑則(第25条・第26条)	第7章 雑則(第25条・第26条)
第8章 罰則(第27条一第29条)	第8章 罰則(第27条-第29条)
附則	附則
対 1 夕 対 4 夕 (m友)	
第1条~第4条(略)	第1条~第4条(略)
第4条の2 削除	(削除)
第4条の3 削除	(削除)
第5条~第7条(略)	第5条~第7条(略)
第8条 <u>及び第8条の2</u> 削除	第8条削除
第9条~第14条の2 (略)	第9条~第14条の2 (略)
N 77	N. T.
(<u>一般被保険者に係る</u> 基礎賦課総額)	(

改正後

第14条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者(法附則第7条第1項に規</u>第14条の3 保険料の賦課額のうち_

定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の 額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、 訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合 算療養費の支給に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額の合算額
 - イ 法附則**第22条**の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の 国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。)<u>が行</u> **う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都**の国民健康保 険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定によ る後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及 び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転 換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号) の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要す る費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ (略)

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民 健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要 する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担す

基礎賦課額(第19条の2、第19条の4及び 第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合**にあって** <u>は</u>、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」 という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額 を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

J	~ 療養の給付に要する費用	0,
	額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並び	バに
	入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養	費
	訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介認	蒦台
	算療養費の支給に要する費用	
	の額の合算額	

イ 法附則**第7条**の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の 国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」と いう。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。)

> __の国民健康保 [保法の規定によ

険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ (略)

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民 健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要 する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担す 改正前 る後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に 要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する 費用を除く。)の額 (退職被保険者等に係る療養の給付に要する費 用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並 びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療 養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額 介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保 険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高 齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費

用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額ア(略)

事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

- イ 法附則**第22条**の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
- ウ 国民健康保険保険給付費等交付金(法第75条の2第1項の国民健康 保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。) (退職被保険者 等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替え られた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。 エにおいて同じ。) に係るものを除く。) の額
- エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する

	以正 及
	る後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に
	要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する
	費用を除く。)の額
2)	当該年度における次に掲げる額の合算額
	100 10
イ	in this to state a state of the
	交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費
	用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢
	者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用
	に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。) に係るものを関
	く。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険
	事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
ゥ	7 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金
ĺ	
_	
_	

改正谷

の額

費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期 高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費 用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除 く。) のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられ た法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第 1項の規定による繰入金**並びに国民健康保険保険給付費等交付金 (退職** 被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。) の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第14条の4 保険料の賦課額のうち**一般被保険者に係る**基礎賦課額は、当該|第14条の4 保険料の賦課額のうち 世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の 金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措 置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2 第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これ らの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額か ら控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する 短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、 第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は 第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32 改正後

する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担す る後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に 要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する 費用を除く。) のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3 第1項の規定による繰入金 を除く。

の額

基礎賦課額)

基礎賦課額は、当該 世帯に属する 被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合算額の総額とする。

基礎賦課額の所得割額の算定)

|第15条 前条の所得割額は**、一般被保険者**に係る賦課期日の属する年の前年|第15条 前条の所得割額は、 **被保険者**に係る賦課期日の属する年の前年| の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の 金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措 置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2 第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これ らの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額か ら控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する 短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、 第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は 第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32

条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所 得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、そ の適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同 法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律(昭和37年法律第144号)

第8条第2項(同法 第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同 じ。) に規定する特例適用利子等の額、同法 第8 第12条第6項及び第16条第3項に 条第 4 項 (**同法** おいて準用する場合を含む。同号において同じ。) に規定する特例適用配 当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条 第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総一の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総 所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金 額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第15条の2及び第15条の3 削除

(一**般被保険者に係る**基礎賦課額の保険料率)

条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所 得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、そ の適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同 法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律 (昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」 第12条第5項及び という。) 第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び 第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同 じ。) に規定する特例適用利子等の額、**外国居住者等所得相互免除法**第8 条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項に おいて準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配 当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条 第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) 所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金 額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第15条の2及び第15条の3 削除

基礎賦課額の保険料率)

改正前			
第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとす	第15条の4	基礎賦課額	質の保険料率は、次のとおりとす
<u>る。</u>	る。		
(1) 所得割 <u>100分の7.17</u> (<u>一般被保険者に係る</u> 基礎賦課総額の <u>100分</u> の	(1) 所得割	100分の8.69 (基礎賦課総額の <u>100分の</u>
<u>52</u> に相当する額を <u>一般被保険者</u> に係る賦課期日の属する年の前年の所得	<u>54</u> に相当する	額を <u>被保険者</u> に係る賦	武課期日の属する年の前年の所得
に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項	に係る基礎控	除後の総所得金額等の見込	込額(法施行令第29条の7第2項
第4号ただし書に規定する場合 <u>にあつては</u> 、国民健康保険法施行規則(昭	第4号ただし	書に規定する場合 <u>にあって</u>	ては、国民健康保険法施行規則(昭
和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する	和33年厚生省	令第53号。以下「省令」と	という。) 第32条の9に規定する
方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)	方法により補	正された後の金額)の総額	質で除して得た数)
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万5,000円(一般被保険者</u>	(2) 被保険者	均等割 被保険者1人につ	oき <u>4万9,100円</u> (
<u>に係る</u> 基礎賦課総額の <u>100分の48</u> に相当する額を当該年度の前年度及び	基礎賦	課総額の <u>100分の46</u> に相当	首する額を当該年度の前年度及び
その直前の2箇年度の各年度における <u>一般被保険者</u> の数等を勘案して算	その直前の2	箇年度の各年度における_	被保険者 の数等を勘案して算
定した数で除して得た額)	定した数で除	して得た額)	
(退職被保険者等に係る基礎賦課額)			
第15条の5 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当	第15条の5 削除	i	
該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等	à à		
割額の合算額の総額とする。			
(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)			
第15条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年	第15条の6 削除	i	
の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の4の所得割の保	\$		
<u>険料率を乗じて算定する。</u>			
(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)			
第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4の規定により算	第15条の7 削除	I	
定した額と同額とする。			
(基礎賦課限度額)	(基礎賦課限度	額)	
第15条の8 第14条の4 <u>又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職</u>	第15条の8 第14	条の4 の基礎賦課額	
被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第			
15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の			
4及び第19条の5において同じ。) は、65万円を超えることができない。		は、6	35万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第15条の9 保険料の賦課額のうち**一般被保険者に係る**後期高齢者支援金等第15条の9 保険料の賦課額のうち 賦課額(第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により後期高齢者支 援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することと 額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金) 等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、都が 行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。) の額
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交 付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に 係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国 民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の
 - イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健 康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み **替えられた**法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3 の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
 - (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)
- |第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯|第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯| に属する**一般被保険者**につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合 に属する **被保険者**につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合 算額の総額とする。
 - (一**般被保険者に係る**後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

改正後

後期高齢者支援金等賦課総額)

後期高齢者支援金等 賦課額(第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により後期高齢者支 援金等賦課額を減額するものとした場合**にあっては**、その減額することと なる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)なる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した 額を基準として算定した額とする。

> (都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金 等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分

> > に限る。次号において同じ。)

の額

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交 付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に 係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国 民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の
- イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健 康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用に限る。)のための収入(

法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3 の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

後期高齢者支援金等賦課額)

算額の総額とする。

後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

改正前 改正後 第15条の11 前条の所得割額は、**一般被保険者**に係る賦課期日の属する年の<mark>第15条の11 前条の所得割額は、 被保険者</mark>に係る賦課期日の属する年の 前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を 乗じて算定する。 乗じて算定する。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 次のとおりとする。 次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の2.42 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 (1) 所得割 100分の2.80 (後期高齢者支援金等賦課 **総額の100分の53**に相当する額を 被保険者に係る賦課期日の属する **総額の100分の51**に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する 年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第 年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第 29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条 29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合**にあっては**、省令第32条 の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得 の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得 た数) た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,100円(一般被保険者に (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,500円(係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の49に相当する額を当該年度 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度 の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等 の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における 被保険者の数等 を勘案して算定した数で除して得た額) を勘案して算定した数で除して得た額) (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額) |第15条の13 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金|第15条の13 削除 等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及 び被保険者均等割額の合算額の総額とする。 (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年第15条の14 削除 の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の12の所得割の保 険料率を乗じて算定する。

<u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の</u> 算定)

第15条の15 第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の12の規定により算第15条の15 削除 定した額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

|第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般|第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額

被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の 後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との 合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4及び第19条の5において 同じ。)は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

- 第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2及び第19条の第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2及び第19条の 5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、 その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」 という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額 を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交 付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に 係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国 民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の
 - イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健 康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み 替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定によ る繰入金を除く。) の額

第16条の2~第16条の3(略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

改正後

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

は、**24万円**を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

- 5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、 その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」 という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額 を控除した額を基準として算定した額とする。
- (1) (略)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交 付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に 係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国 民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の
- イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健 康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用に限る。)のための収入(

法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定によ る繰入金を除く。) の額

第16条の2~第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

改正後

- 第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率 は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 100分の2.23 (介護納付金賦課総額の100分の54に相当する 額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第 4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方 法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,200円(介護納付金賦 課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定 した数で除して得た額)

第16条の5~第18条の3 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等が あつた場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被 保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納 付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった 場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等 (以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付 義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第 **15条の13**の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の 4 各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、そ れぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した 日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことによ り被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であ

は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.36 (介護納付金賦課総額の100分の54に相当する 額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第 4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方 法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,500円(介護納付金賦 課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定 した数で除して得た額)

第16条の5~第18条の3 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等が あった場合)

保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納 付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった 場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等 (以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付 義務者に係る第14条の4 第15条の10

の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の 4 各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、そ れぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した 日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことによ り被保険者数が減少した場合においては、その減少した目が月の初日であ るときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付 るときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付

金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日 又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者 に係る第14条の4<u>若しくは第15条の5の額</u>、第15条の10若しくは第15条の 13の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号 に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付 義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該 当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が 月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、 月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

- 第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定 める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、 65万円) 及び第15条の10**又は第15条の13**の後期高齢者支援金等賦課額から、 それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額 が22万円を超える場合には、22万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課 額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額し て得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世 帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当し たことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失し た日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)に つき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第 317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第 5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は 第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1

改正後

金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日 又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

に係る第14条の4 、第15条の10

の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号 に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付 義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該 当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が 月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、 月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

- 第14条の4 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定 める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、 65万円)及び第15条の10 の後期高齢者支援金等賦課額から、 それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額 が24万円を超える場合には、24万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課 額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額し て得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世 帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当し たことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失し た日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)に つき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第 317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第 5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は 第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1

項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314 条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算され る所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る 配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲 渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上 場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は 第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑 所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利 子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の算定についても同様とする。以下この条において同じ。) 及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地 方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主 の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号にお いて「世帯主等」という。) のうち給与所得を有する者(前年中に同条 第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給 与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。) をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を

項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第2項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4第2項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法

第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を

有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者<u>にあつては</u>当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者<u>にあつては</u>当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合<u>にあつては</u>、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万</u> 1,500円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 1万570円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,340円
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者
 - ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万</u> 2,500円

有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者<u>にあっては</u>当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者<u>にあっては</u>当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合<u>にあっては</u>、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万</u> 4,370円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について <u>1万1,550円</u>
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,550円
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者
 - ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万</u> 4,550円

- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 7,550円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,100円
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第 1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に **あつては**、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に53万5,000円に当該年度の保 険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその 発生した日とする。) 現在において、その世帯に属する被保険者の数と 特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超え ない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の 者
 - ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について

9,000円

- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 3,020円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,240円

第19条の3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日 第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日 以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その

- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 8,250円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,250円
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第 1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に **あっては**、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に54万5,000円に当該年度の保 険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその 発生した日とする。) 現在において、その世帯に属する被保険者の数と 特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超え ない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の 者
 - ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,820円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 3,300円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,300円

第19条の3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その

減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とす る。

- (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応
 - じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
 - イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 **1万1,250**円
 - ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,000円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万2,500円
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,265円
 - イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,775円
 - ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,040円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7.550円

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 (略)

2 前項に規定する保険料額 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第20条~第29条(略)

附則

第1条~第5条(略)

(平成23年度及び平成24年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第6条 平成23年度及び平成24年度における第15条第1項、第15条の6、第 第6条 削除 15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額 等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控

改正後

減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とす る。

- (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応
 - じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,365円
- イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 **1万2,275**円
- ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万9,640円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万4,550円
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,475円
- イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,125円
- ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,250円

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 (略)

を決定する場合において、 $1 \mid 2$ 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第20条~第29条(略)

附則

第1条~第5条(略)

除するものとする。

- (1) 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税(同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。) 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の75に相当する金額
- 年の所得に係る地方税法第314条の3第1項に規定する課税総所得金額 税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分し (同法附則第33条の2第5項に規定する 同法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る 同法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額 35条の2第6項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額 同法附則第 35条の4第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得 実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条 が100万円以下 以下この条において同じ 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課 税標準額の100分の150の金額を超える者 賦課期日の属する年の前年の所 得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を た額の100分の50に相当する金額
- (3) 第1号に該当しない者であつて、課税標準額が100万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超える者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の25に相当する金額
- 2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であって、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課税標準額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含ま

れているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

(平成25年度及び平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例) 第7条 平成25年度及び平成26年度における第15条第1項、第15条の6、 第15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額 等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区 民税(同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第 50条の2及び同法第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24 条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額 を除く。以下この条において同じ。)が課されない者(条例の定めるところ により当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。)については、賦 課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の 各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

- (1) 平成25年度 平成24年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100 分の50に相当する金額
- (2) 平成26年度 平成25年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100 分の25に相当する金額
- 2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、 当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額 等に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当 該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の 30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

第8条~第10条(略)

第7条 削除

第8条~第10条(略)

<u>付</u> <u>則(令和6年●月●●日条例第●●号)</u> (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の 16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の

改正前	改正後
	保険料については、なお従前の例による。 3 改正前の足立区国民健康保険条例附則第6条の規定は、平成23年度 分及び平成24年度分の保険料については、なおその効力を有する。 4 改正前の足立区国民健康保険条例附則第7条の規定は、平成25年度分
	及び平成26年度分の保険料については、なおその効力を有する。